

細則 5 - 3 (改訂)

(公社) 全日本小品盆栽協会 認定講師規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会「定款」第5条の事業を達成するための方策として認定講師規程を定め、協会の権威と信頼性を確保し、小品盆栽の指導、普及にあたることを目的とする。

(認定講師審査委員会)

第2条 審査委員会は理事5名で構成し、資格審査項目に基づき審査し決定する。

(認定講師資格申請、審査時期及び審査料)

第3条 認定講師の認定を希望する者は、規定の認定講師資格申請書に審査料を添えて協会本部に提出するものとする。申請書の受付及び審査は次の通りである。

(1) 申請書受付 毎年11月末日  
協会本部宛持参又は郵送

(2) 審査委員会による資格審査 毎年12月初旬

2 審査料は1回につき5,000円とする。

(認定講師資格審査項目)

第4条 資格審査項目は下記の通りとし、認定講師審査委員会が審査し、認定可否は審査委員会の全員一致をもって決定する。

- (1) 申請書、履歴書、推薦状及び小論文（海外会員は英語での記載可。必要に応じて画像・動画を添付のこと）
- (2) 協会正会員であり5年以上継続している者もしくはプレミアム会員、または理事長が特に認めた協会正会員
- (3) 履歴書及び申請書の内容に不備、不正がない
- (4) 指導者としての人格と、小品盆栽に関する知識、技能、技術を有し、協会理事又は認定講師、日本小品盆栽組合理事長の推薦を得ている
- (5) 推薦状の内容に基づいた、推薦者から見た申請者の能力、熱意、考え方
- (6) 小論文の内容に基づいた、申請者の能力、熱意、考え方
- (7) 協会正会員の増強に情熱を有し、優れた指導力（技能・知識・人間性）を有する者
- (8) 暴力団員、又は暴力団との密接な関係がない

審査内容の一部に不備、不足があるものの、他の部分が優れていれば、改善を条件に可とする。

日本小品盆栽組合理事長の推薦による応募者も、上記（１）から（８）の条件全てに照らして審査する。

（審査結果）

第５条 資格審査結果は審査委員長の署名、審査表とあわせて理事会に報告する。

（認定証の交付）

第６条 理事長は、認定講師審査委員会の審査結果を受け、認定可決の申請者に、認定証、認定章を交付し、認定講師明示の名刺（海外会員は除く）を支給する。

（１）交付日 雅風展開催日

（２）公開 毎年期首通常総会、協会ホームページ及び協会告示頁に掲載  
（資格喪失時も同様に公開する）

（認定証交付金）

第７条 認定証の交付を受ける者は交付金５０，０００円を協会に納めなければならない。  
尚、認定講師資格が消滅しても交付金は返還しない。

（認定講師の職務）

第８条 認定講師は、指導者として自覚と誇りをもち、常に向上心を養いながら次の職務を行う。

（１）小品盆栽講習会開催マニュアルをベースにした指導

（２）小品盆栽愛好者の開拓と指導

（３）非協会の協会正会員へのステップアップ指導

（４）小品盆栽愛好会「認定会」づくりの指導

（５）協会より要請を受けた講習会における講演や指導及び審査

①認定会の講習会

②各種団体より依頼された講習会

③小品盆栽フェア（雅風展及びその他雅展）での講習会及び審査

④その他

（認定講師の権限）

第９条 認定講師は別に定める規則と条件を満たすとき、理事長の認可を得て公益社団法人全日本小品盆栽協会認定の名の下に、盆栽教室、盆栽塾等を開設し指導することが出来る。

(認定講師の講師料)

第10条 認定講師は、次の各号の範囲で報酬を得ることが出来る。

- (1) 協会の要請を受けた講習会等への出向は、講師料として30,000円を協会が支する。ただし、交通費は講習会の主催者が支払うこととする
- (2) 協会の要請を受けた会場内での講習、指導は30,000円を協会が支給する
- (3) 各自開設する教室及び塾等の講習や、認定講師が所属する支部内での指導、講習には講師料支給は無い

(認定講師の資格喪失)

第11条 認定講師は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 協会を退会したとき、または死亡したとき
- (2) 協会が解散したとき
- (3) 定款第3章、第11条に抵触し除名されたとき
- (4) 認定講師の職務を著しく怠ったとき

(細則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務執行理事と協議して別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日公益社団法人設立登記をもって施行する。

この規程は、令和2年7月1日をもって改訂施行する。

この規程は、令和3年12月8日をもって改訂施行する。